

用語の解説

公衆災害

公衆の生命、身体、財産に対する危害並びに迷惑のことといいます。
第三者を死亡、負傷させた場合、第三者の所有するものの破損、ガス、水道、電気等の施設や公共の道路への損傷も含まれます(※1)。

労働災害(あうざい) (通称「労災」)

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のこと、業務上の負傷、業務上の疾病(休業1日以上及び身体の一部または機能を失うもの)及び死亡をいいます(※2)。

労働災害に健康保険は使えません。労働災害の受診は労災保険を使います。

労働安全衛生法(あんえいほう) (通称「安衛法」)

労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としたもの(※3)。

この法律は国会で議決されたもので順守しないと罰則等があります。

労働安全衛生規則(あんえいせいき) (通称「安衛則」)

労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に基づき、並びに同法を実施するため定められたもの(※4)。労働者の安全と健康を守るために厚生労働大臣が定めた省令です。

建設工事公衆災害防止対策要綱

計画、設計及び施工において公衆災害を防止するため守らなければならない必要最小限の一般的技術基準を示したもの(※5)。

労働保険

- 労災保険**
労災があった時に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行うものです。
労災保険を受ける時は、請求を労働基準監督署長あてに行ってください。
なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行うことになっています。
労災補償としては、遺族給付、療養給付、休業給付、障害給付、介護給付があります。

・雇用保険

- 労働者が失業した場合や育児・介護のために休業した場合、また自ら教育訓練を受けた場合、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行うものです。

賠償責任

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います(※5)。

コラム1

労働安全衛生法の歴史としては、1911年に前身の「工場法」が制定され、1947年に労働基準法に統合されました。
しかし戦後の労働災害や環境問題、長時間労働等が社会問題となり、労働基準法から切り出される形で、1972年に「労働安全衛生法(以下、安衛法)」が制定されました。

コラム2

事故が発生した場合は関係機関への報告が義務付けられています。
(安衛法第100条、安衛則第97条、横浜市指名停止等措置要綱第12条)
報告を遅滞した場合や虚偽の報告をした場合には罰せられる可能性もあります。
(安衛法第120条、第122条、横浜市指名停止等措置要綱第12条)

※1 建設工事公衆災害防止対策要綱より引用

※2 厚生労働省ウェブサイトより引用

※3 労働安全衛生法第1条より引用

※4 労働安全衛生規則前文より引用

※5 国土交通省ウェブサイトより引用